

3. 支援体制の構築

農村RMO形成推進に関する推進体制について

- 農村RMOを効果的に形成するため、全国レベル、県域レベル、地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援する。

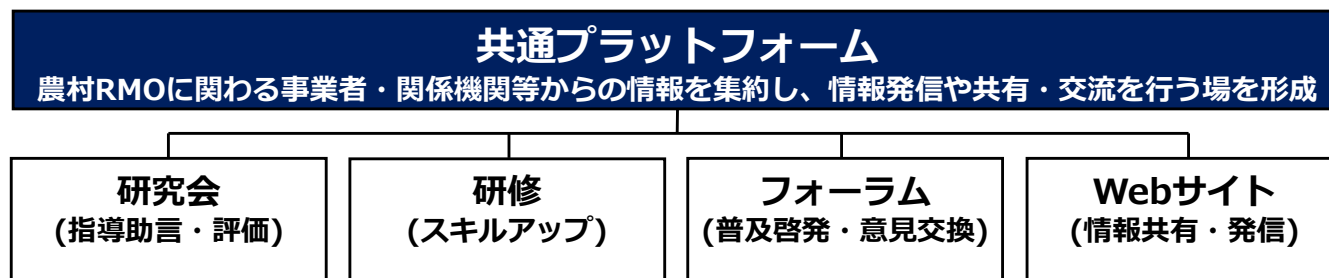
【地域レベル】



【県域レベル】



【全国レベル】



部局横断的な農村RMO支援チームを形成し、農村RMO形成の伴走を実践し、ノウハウを蓄積

当該県におけるモデル的な農村RMOを形成し、横展開

農村RMO形成のノウハウを蓄積し、全国にDNAを普及

農村RMO形成推進に向けた各府省連携

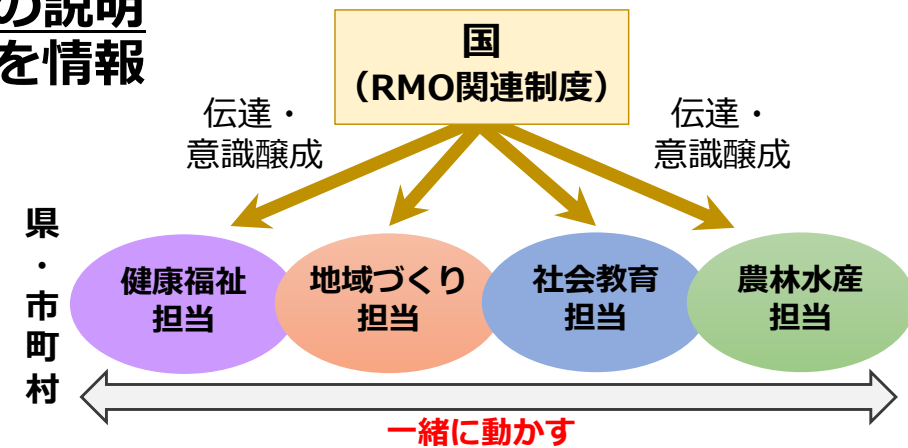
1. 「農村RMO」の形成にあたって各府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化伝道師 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化起業人 ● 特定地域づくり協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ● 地方交付税 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援コーディネーター ● 介護保険法に基づく地域支援事業 ● 重層的支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さな拠点を中心としたふるさと集落生活圈形成推進事業 ● 国土の管理構想（地域管理構想）

2. 各省が実施する都道府県・市町村の担当部局等への説明において、農林水産省から農村RMO形成推進施策を情報提供し、各地域の一体的な取組を促進

- 【文部科学省】 中央教育審議会生涯学習分科会
- 【厚生労働省】 重層的支援体制整備事業との連携に関する連名通知(R4.3.1)
社会・援護局関係主管課長会議
社会保障審議会介護保険部会
- 【内閣府】 小さな拠点・地域運営組織／関係人口担当者会議
「デジ活」中山間地域に関する関係府省連絡会議



3. 関係府省連絡会議（農村RMO形成促進に関する情報共有の場）の形成

- 【関係府省等】 総務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省、文部科学省、農林水産省、各種団体等
- 【会議の内容】 ①現場情報の共有、②関連施策の共有
- 【開催実績】 第1回（R3.10.21）、第2回（R4.1.20）、農村RMO推進シンポジウム（R4.3.10）
農村RMO推進研究会（第1回：R4.9.5）、農村RMO中央研修会（R4.12.7～8）
農村RMO推進研究会（第2回：R5.3.2）



R4.9.5 農村RMO推進研究会

連携を確認している各省担当課【総務省地域自立応援課（地域振興室、過疎対策室）、厚生労働省認知症施策・地域介護推進課・地域福祉課、文部科学省生涯学習推進課・地域学習推進課、国土交通省総合計画課・地方振興課、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生事務局】